

＜シンポジウム 20—3＞神経内科領域における終末期の倫理的問題について

## 神経難病における終末期の「法・判例・ガイドライン」

稲葉 一人

(臨床神経 2010;50:1031-1032)

Key words : 法, 判例, ガイドライン, 終末期, 神経難病

神経難病のQOLに関する研究班活動や終末期問題のガイドライン作成を通じて「法律家」からの指摘をした。難病患者は、出生から日常診療、そして終末期にわたる、長い疾患期間に、様々な意思決定をしていく。また、患者を支える家族、疾患を管理する医療者や所属する病院なども、その意思決定に深くかかわる。他方、終末期の問題は、とくに、延命治療に関する事件への社会的関心は高く、事件がおくとマスコミなどの関心を引き、洪水のような報道がなされるが、そこで立ち止まり関係者が議論し、しっかりしたコンセンサスを作らないまま終わってしまっている。そのため、議論がつかず、また次の問題をひきおこしている。東海大学(1991)、京北町(1996)、川崎協同(1998)、羽幌病院(2004)、そして、射水市民(2006)しかりである。そのようななか、難治患者から「自分で終末期を決めたい」という真摯な申出があった。しかし、どうすればいいかを棚上げしてきたわれわれは、応えることができなかった。

神経難病の患者は出生から日常診療、終末期の長期にわたりさまざまな意思決定をおこない、その決定には家族、医療者、社会が深く関与する。日本では「家族と一緒に決定する」という傾向が強いが、それには法的な自己決定権の基盤が脆弱なこととともに多分に日本の文化的背景も影響しているため、法的整備のみで状況を変えるのは難しく、先に社会の意識を変えていく必要がある。日本には終末期医療倫理に関する法律が少なく、明確な法的基準がない。このようななかでガイドラインなど法的ペナルティのない社会的規範に行動が拘束される部分が多い。ガイドラインにはさまざまあるが、2008年に厚生労働省が策定した「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」は、物事の是非を線引きする性質の法律とは対照的に、「適・不適」の線引きを一切せず、「患者本人の意思が確認できる場合は、患者の意思決定を基本とし、確認できない場合は、家族の意思を尊重して最善の治療を選択する」という、決定のためのプロセスのみを提示している。同プロセスガイドラインの「本人の意思が確認できる場合は、家族が了承しなくてもよい」という部分には疑問もあるが、このガイドラインを遵守した倫理的判断が重要である。神経難病のケースではないが、実際に、同ガイドラインを意識した判例もある。

2009年12月に出された川崎協同病院事件の最高裁判決は、喘息重積発作患者に対する気管チューブ抜管行為が、終末期プロセスガイドラインの要件を満たしていなかったことから、「法律上許容される治療中止には当たらない」と判断されている。

最大の問題は、その倫理的判断と法律との関係に、司法がどう判断するのだが、神経難病患者における延命のための人工呼吸器装着についての決定、および取り外しについての決定は、下記の手続を遵守すれば、違法性阻却事由(刑法35条：違法と推定される行為について特別の事情があるために違法性がないとすること)に該当する部分があると思われる。つまり、終末期医療現場での決定に際しては、患者の自己決定の尊重を基本に、厚生労働省の終末期プロセスガイドラインに沿った吟味をし、実際に本人の意思であることもしっかり確認したうえで、さらに学会や病院のガイドライン、倫理委員会、倫理コンサルテーションなどで再吟味しながらその決定を支えていくことが大切である。

### 文 献

- 1) 稲葉一人. 「生命という価値」の「生命という価値と法」. 高橋隆雄, 糸 和彦, 編. 九州大学出版会; 2009. p. 192-217.
- 2) 稲葉一人. 「自己決定論のゆくえ」の「法的観点から見た、自己決定」. 高橋隆雄, 八幡英幸, 編. 九州大学出版会; 2008. p. 125-157.
- 3) 稲葉一人. 「日本の生命倫理」の「終末期における法と判例」. 高橋隆雄, 浅井 篤, 編. 九州大学出版会; 2007. p. 209-239.
- 4) 稲葉一人. 医療・看護過誤と訴訟. メディカ出版; 2003. (2006年10月改訂).
- 5) 稲葉一人. 事例でなっとく「看護と法」. メディカ出版; 2006.
- 6) 稲葉一人. ナースのためのトラブル法律相談所. メディカ出版; 2008.
- 7) 箕岡真子, 稲葉一人. ケースから学ぶ「高齢者ケアにおける介護倫理」. 医歯薬出版; 2008.

**Abstract**

**Law, judicial precedent and guideline concerning the end period of nerve intractable disease**

Kazuto Inaba, M.D.  
Chukyo University

(Clin Neurol 2010;50:1031-1032)

**Key words:** Law, Judicial Precedent, Guideline, End period of Life, nerve intractable disease

---